

昭和5年5月7日

203 第

東京護謨株式會社労働争議の件

東京府下谷合町上落合一百十九番地所在の当會社は
 職工二百四拾名も使用し護謨及カ護謨人への製造
 を有し、店員も四月三十日より本月五日迄に鈴木貞一
 佐藤普一、布田留吉、木村長助、植田重義、白鳥
 廣、近江田定一、川原外次の八名を雇入れ仕事に
 従事せしむしか、彼等は會社が十二時間労働なるを八
 時間制にするべく他の古き職工を煽動し回つ又會社
 が昔も此の時分労働組合を組織す可しと強固に
 宣傳し、職工もが會社は彼等八名が用東鉄工
 組合大改方五支部長なる事を知り一般職工の
 動搖も亦あり、昨五月七日午前、川原の二名も

時サレタレト嘆願セルモ會社側ハ之ヲシテ峻拒シタ
 財團協